

空家等の適正な管理の推進に関する協定書

府中市（以下「甲」という。）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第3条に基づく空家等に関する必要な措置の一環として、公益社団法人府中市シルバー人材センター（以下「乙」という。）と次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家等が管理不全な状態となることを未然に防止するとともに、空家等の管理不全な状態を改善することにより、地域住民の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する建築物（集合住宅及び店舗、工場その他の住宅以外の建築物は除く。）又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態をいう。
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（空家等の適正な管理の推進に関する取組み）

第3条 甲は、空家等の所有者等から空家等の管理に関する相談を受けた場合は、乙の取組みを紹介するものとする。

2 甲は、広報、市のホームページその他の方法により、乙が実施できる空家等の管理に関する業務をPRするものとする。

3 乙は、空家等の所有者等からの相談に応じ、次に掲げる作業その他の乙が引き受けることができる作業の範囲内において、乙が定める金額において、空家等の所有者等との契約に基づき、空家等の管理に関する業務を行う。

- (1) 空家等の見回り（目視点検）
- (2) 敷地内の草刈り、除草及び清掃
- (3) 樹木の伐採、剪定

4 乙は、空家等の管理に関する業務を周知するため、協定書の内容をPRすることができる。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも解除の申し出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以降も同様とする。

2 期間途中で協定を解除する場合は、解除の1ヶ月前までに申し出を行うものとする。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、第4条に規定する業務を通じて知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成29年9月 日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市寿町3丁目2番地
公益社団法人 府中市シルバー人材センター
代表者 会長 渋谷 彰